

特定不妊治療とは・・・

不妊治療のうち、
高度生殖医療である
「体外受精」と「顕微授精」のことです。

住所が異なる場合

ご夫婦の住所が異なる場合でどちらかが東京都以外の自治体に住所をお持ちの場合、所得額を比べ、所得額の多い方が都内に住所をお持ちの場合に、都の助成の対象になります。都外にお住まいの方の所得額の方が多く場合は、その方がお住まいの自治体にお問い合わせください。

所得の計算方法

※計算結果(夫婦合計)が650万円未満なら対象です



*1

源泉徴収票では、「給与所得控除後の金額」

確定申告書では、「第一表の所得金額の合計金額」

住民税の証明書では、「前年所得の合計金額」(自治体によって表記が異なります。課税標準欄の「総所得」ではありませんのでご注意ください。)

*2

「諸控除」の内容

	【実際に控除された金額】
・雑損控除額	[]
・医療費控除額	[//]
・小規模企業共済等掛金控除額	[//]
・障害者控除額(普通)	[該当者数×270,000円]
・障害者控除額(特別)	[該当者数×400,000円]
・高齢者控除額	[該当する場合、500,000円]
・勤労学生控除額	[該当する場合、270,000円]

ホームページ

以下のURLで情報をお知らせしておりますので、是非、ご覧ください。

<http://www.fukushihoken/metro.tokyo.jp/kodomo/index.html>

Q & A

Q1:〇〇県に住んでいますが、特定不妊治療費の助成は受けられますか？

A1:特定不妊治療費助成事業は、都道府県、政令指定都市及び中核市が実施主体です。そのため、東京都の助成を受けることができるのは、住所が東京都内にある方です。東京都外にお住まいの方は、お住まいの自治体にお問い合わせください。

Q2:平成15年1月に治療を行ったのですが、助成は受けられますか？

A2:受けられません。当事業の対象になるのは、平成16年4月1日からです。治療の開始が平成16年4月1日以降の方は、助成の対象になります。

Q3:現在「東京都指定医療機関一覧」に載っていない病院は、今後も対象にはならないのでしょうか？また、指定医療機関は、どのようにして決まったのですか？

A3:<経緯>この事業は厚生労働省が都道府県等を実施主体として、平成16年度の新規事業として開始したものです。指定医療機関については、国の実施要綱に基づき、各都道府県等が指定することになっております。

(1)東京都指定医療機関の指定について
東京都指定医療機関の指定には、日本産科婦人科学会の学会見解に基づく諸登録施設(ヒト胚及び卵の凍結保存と移植に関する設備を有する)であり、当該医療機関が本事業の対象となる「指定医療機関」になる意思があり、所定の手続を行なっていることが必要です。

(2)今後について
上記の条件を満たせば、東京都指定医療機関として随時追加してまいります。最新情報については、ホームページでお知らせしてまいります。



不妊治療がより安全に行われるためには、治療内容や副作用等に関する皆様の正しい理解が必要です。不妊治療を受ける際には、主治医とよくご相談下さい。

■問い合わせ先■

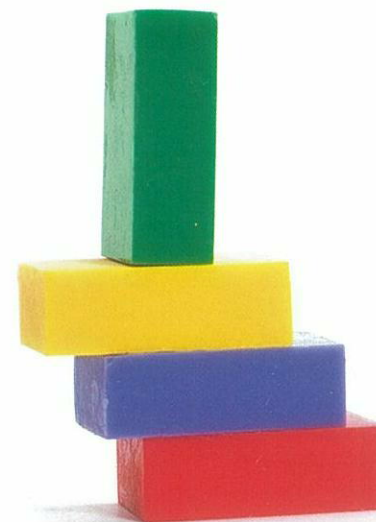
東京都福祉保健局

少子社会対策部子ども医療課

電話番号 03-5320-4375(直通)

申請書類送付先 〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1

東京都 特定不妊治療費 助成制度



特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)に
要した費用の一部を助成します。

東京都福祉保健局

概要

事業の目的

医療保険が適用されず、高額の治療費がかかる特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）に要する費用の一部を助成し、不妊治療にかかる経済的負担を軽減することです。

対象者

特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断された、法律上の婚姻をしている夫婦（東京都に住所を有すること。）

給付の内容

1年度当たり上限額10万円で、通算2年度支給（年度は連続する必要がありません。）

所得の制限

前年の夫婦合算の総所得額から必要経費を控除した額が650万円未満であること。詳しくは、所得の計算方法の表をご覧ください。

指定医療機関

助成を受けるためには、右の指定医療機関で治療を受けていることが必要です。なお、条件が整い次第、随時、指定を行ないます。
※最新情報については、ホームページをご覧ください。担当課までお問い合わせください。

申請方法

受診等証明書に治療を受けた指定医療機関で証明を受け、申請書及びその他必要書類と合わせて、担当課まで郵送してください。

支給方法

申請書に記載していただいた口座に振り込みます。

必要書類

◎様式：特定不妊治療費助成申請書
特定不妊治療受診等証明書

◎ご夫婦の住所を確認できる書類：住民票

◎夫婦であることを証明できる書類：住民票など
（住民票で確認できない場合は、戸籍謄本や外国人登録原票記載事項証明書など）

◎ご夫婦の所得額を証明する書類：源泉徴収票の写し、確定申告書の写し、住民税課税（非課税）証明書
（ご夫婦それぞれについて、いずれかの書類をご用意ください。）

◎治療費の領収書（レシート）のコピー

都内指定医療機関又は都内保健所・保健センターでお取り寄せ下さい。ホームページからも印刷できます。

東京都内指定医療機関一覧（平成16年11月現在）

指定する治療内容

名称	郵便番号	所在地	電話番号	体外受精	顕微授精
医療法人財団小畑会 浜田病院	101-0062	千代田区神田駿河台2-5	03-3291-2703	○	
駿河台日本大学病院	101-8309	千代田区神田駿河台1-8-13	03-3293-1711	○	
医療法人社団授生会 杉村レディースクリニック	102-0076	千代田区五番町2 横山ビル3階	03-3264-8686	○	○
聖路加国際病院	104-0044	中央区明石町9-1	03-3541-5151	○	○
医療法人社団 楠原レディースクリニック	104-0061	中央区銀座4-6-11 銀座センタービル6階	03-3535-1117	○	○
医療法人社団春音会 はるねクリニック銀座	104-0061	中央区銀座1-5-8 Ginza Willow Avenue BLDG 6階	03-5250-6850	○	○
銀座ウィメンズクリニック	104-0061	中央区銀座6-12-13 大東銀座ビル4階	03-5537-7600	○	
国家公務員共済組合連合会 虎の門病院	105-8470	港区虎ノ門2-2-2	03-3588-1111	○	○
東京慈恵会医科大学附属病院	105-8461	港区西新橋3-19-18	03-3433-1111	○	○
医療法人財団順和会 山王病院	107-0052	港区赤坂8-10-16	03-3402-3151	○	○
北里研究所病院	108-0072	港区白金5-9-1	03-3444-6161	○	
医療法人社団恵寿会 赤坂見附宮崎産婦人科	107-0051	港区元赤坂1-1-5 富士陰ビル8階	03-3478-6443	○	○
東京医科大学病院	160-0023	新宿区西新宿6-7-1	03-3342-6111	○	○
慶応義塾大学病院	160-8582	新宿区信濃町35	03-3353-1211	○	○
東京女子医科大学病院	162-8666	新宿区河田町8-1	03-3353-8111	○	○
加藤レディースクリニック	160-0023	新宿区西新宿7丁目20番3号 第2太平ビル4階	03-3366-3777	○	○
日本医科大学付属病院	113-8603	文京区千駄木1-1-5	03-3822-2131	○	○
順天堂大学医学部附属順天堂医院	113-0033	文京区本郷3-1-3	03-3813-3111	○	○
東京大学医学部附属病院	113-0033	文京区本郷7-3-1	03-3815-5411	○	○
東京医科歯科大学医学部附属病院	113-0034	文京区湯島1-5-45	03-3813-6111	○	○
あいウィメンズクリニック	130-0013	墨田区錦糸1-5-14 サンヨー堂錦糸ビル3階	03-3829-2522	○	○
医療法人社団生新会 木場公園クリニック	135-0042	江東区木場2-17-13 亀井ビル2階	03-5245-4122	○	○
昭和大学病院	142-8666	品川区旗の台1-5-8	03-3784-8000	○	○
東邦大学医学部附属大森病院	143-8541	大田区大森西6-11-1	03-3762-4151	○	○
医療法人社団アート会 キネマアートクリニック	144-0052	大田区蒲田5-27-10 蒲田TKビル2階	03-5480-1940	○	○
国立成育医療センター	157-0074	世田谷区大蔵2-10-1	03-3416-0181	○	○
梅ヶ丘産婦人科	154-0022	世田谷区梅丘1-33-3	03-3429-6036	○	○
東京ハートクリニック	150-0011	渋谷区東1-22-2	03-5766-3660	○	○
医療法人社団 こうのとりの会 小田原ウィメンズクリニック	150-0021	渋谷区恵比寿西2-11-16 グランディ代官山	03-3477-0369	○	○
医療法人社団晩慶会 はらメディカルクリニック	151-0051	渋谷区千駄ヶ谷1-10-10	03-3470-4211	○	○
藤岡産婦人科医院	164-0013	中野区弥生町1-17-1	03-3372-5700	○	○
医療法人財団 河北総合病院	166-8588	杉並区阿佐谷北1-7-3	03-3339-2121	○	○
医療法人財団 荻窪病院	167-0035	杉並区今川3-1-24	03-3399-1101	○	○
松本レディースクリニック南池袋	171-0022	豊島区南池袋2-35-4 ユニティ池袋2階	03-5958-5633	○	○
日本大学医学部附属板橋病院	173-0032	板橋区大谷口上町30-1	03-3972-8111	○	○
医療法人社団ひとみ会 臼井医院	120-0003	足立区東和2-12-18	03-3605-0381	○	○
医療法人社団 米山医院	123-0843	足立区西新井栄町3-5-20	03-3849-3333	○	○
医療法人社団向仁会真島クリニック	123-0852	足立区関原1-21-2	03-3849-4127	○	○
杏林大学医学部附属病院	181-8611	三鷹市新川6-20-2	0422-47-5511	○	○
医療法人社団 幸町産婦人科診療所	183-0054	府中市幸町2-13-29	042-361-0341	○	○
町田市民病院	194-0023	町田市旭町2-15-41	042-722-2230	○	○
医療法人社団杉四会 杉山レディースクリニック	156-0041	世田谷区大原2-9-9	03-5355-6911	○	○
医療法人社団正裕会 井上レディースクリニック	190-0013	立川市富士見町1-26-9	042-529-0111	○	○
陣内ウィメンズクリニック	152-0035	目黒区自由が丘1-14-14 自由が丘アルネック5階	03-5731-5224	○	
帝京大学医学部附属病院	173-8605	板橋区加賀2-11-1	03-3964-1211	○	○
ウィメンズクリニック神野	182-0022	調布市国領町3-1-39 Kサイドビル201	0424-80-3105	○	○
医療法人社団東壽会 東峯婦人クリニック	185-0042	江東区木場5-3-7	03-3630-0303	○	

※国の実施要綱に従い都が指定しております。条件を満たした医療機関について随時追加してまいります。最新情報については、ホームページでご確認いただくか、担当課にお問い合わせください。